

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第一千七百三十八號
明治廿三年八月六日 水曜日
舊曆庚寅六月廿一日 (己未)
日出午前四時五十三分
月入午後十時二十一分
潮溝午前九時三十二分
(西曆一千八百九十年)

時事新報定價
時事新報廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三
圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵政スルモノニ限り右定價ノ外ニ
書月十五錢ノ過密料申受ク
時事新報廣告料前金

一行五字活字廿四字筋	一日限	二日以上
二行	二日	三日以上
三行	三日	十日以上

便印紙の代價を申受く可し

時事新報

時事新報廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三
圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵政スルモノニ限り右定價ノ外ニ
書月十五錢ノ過密料申受ク
時事新報廣告料前金

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月
前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵

便印紙の代價を申受く可し

時事新報

時事新報廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三
圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵政スルモノニ限り右定價ノ外ニ
書月十五錢ノ過密料申受ク
時事新報廣告料前金

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月
前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵

便印紙の代價を申受く可し

時事新報

時事新報廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三
圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵政スルモノニ限り右定價ノ外ニ
書月十五錢ノ過密料申受ク
時事新報廣告料前金

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月
前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵

便印紙の代價を申受く可し

時事新報

時事新報廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三
圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵政スルモノニ限り右定價ノ外ニ
書月十五錢ノ過密料申受ク
時事新報廣告料前金

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月
前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵

便印紙の代價を申受く可し

時事新報

時事新報廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三
圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵政スルモノニ限り右定價ノ外ニ
書月十五錢ノ過密料申受ク
時事新報廣告料前金

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月
前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵

便印紙の代價を申受く可し

動物と同様に看做さる可らざるや否やの一事あり當

業者の説に二化薦の如きは其發生極めて迅速なるが故に自然特別の取扱を必要とすと雖も春薦夏薦の如きは通常貨物と同様の取扱をあして更に妨げなしと云ふ薦業保護の要用は暫く櫻き單に之を貨物として猶は幾干の貨物を低減し得べきのみならず若し之を貨物品なりとて高き運賃を要すとせんか少くとも生絲と同様

の級内に組入れて決して不權衡あるべしとも思はれず顧ふに從前には各地とも薦業家の規模大あらさりしが故に隨て種紙も一の貨物として荷造りするに及ぶべきなれど左ればとて濫に法律を作り特殊の事情あるを顧みずして理論上完美なる一の雑形に束縛せんとするが如きは往々過の種となるものにして其間に立て料理せんとするとの至難なるは當局者に於ても既往屢々經驗せし所あらん左れば此般の事は務めて控目にするのみを御策にして差向き其無難ある方法と云へば利と興すよりも害を除くの主義に如くとなかるべし我輩が夙に農商務省にて此主義を取り各省の間に介立して苟くも農工商の實利害に關係するものあれば之を保護せんが爲め寸毫も譲る所あからんとを希望し常に時機を見て之を勧告するに息ちざりし所以のものは必竟その過を少なくせしめんが爲めのみ今我輩が此主義に於く之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なるに於るべく之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なる

むるは薦耶紙の運送方に於て例へば福島若くは山形地方より起前近傍に輸送せんとするも道路悠遠にして許多の日子を要するが故に途中往々害と被ひり爲めに意立て荷造りをして差向き其無難ある方法と云へば利と興すよりも害を除くの主義に如くとなかるべし我輩が夙に農商務省にて此主義を取り各省の間に介立して苟くも農工商の實利害に關係するものあれば之を保護せんが爲め寸毫も譲る所あからんとを希望し常に時機を見て之を勧告するに息ちざりし所以のものは必竟

その過を少なくせしめんが爲めのみ今我輩が此主義に於く之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なるに於るべく之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なる

むるは薦耶紙の運送方に於て例へば福島若くは山形地方より起前近傍に輸送せんとするも道路悠遠にして許多の日子を要するが故に途中往々害と被ひり爲めに意立て荷造りをして差向き其無難ある方法と云へば利と興すよりも害を除くの主義に如くとなかるべし我輩が夙に農商務省にて此主義を取り各省の間に介立して苟くも農工商の實利害に關係するものあれば之を保護せんが爲め寸毫も譲る所あからんとを希望し常に時機を見て之を勧告するに息ちざりし所以のものは必竟

その過を少なくせしめんが爲めのみ今我輩が此主義に於く之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なるに於るべく之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なる

むるは薦耶紙の運送方に於て例へば福島若くは山形地方より起前近傍に輸送せんとするも道路悠遠にして多くの日子を要するが故に途中往々害と被ひり爲めに意立て荷造りをして差向き其無難ある方法と云へば利と興すよりも害を除くの主義に如くとなかるべし我輩が夙に農商務省にて此主義を取り各省の間に介立して苟くも農工商の實利害に關係するものあれば之を保護せんが爲め寸毫も譲る所あからんとを希望し常に時機を見て之を勧告するに息ちざりし所以のものは必竟

その過を少なくせしめんが爲めのみ今我輩が此主義に於く之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なるに於るべく之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なる

むるは薦耶紙の運送方に於て例へば福島若くは山形地方より起前近傍に輸送せんとするも道路悠遠にして多くの日子を要するが故に途中往々害と被ひり爲めに意立て荷造りをして差向き其無難ある方法と云へば利と興すよりも害を除くの主義に如くとなかるべし我輩が夙に農商務省にて此主義を取り各省の間に介立して苟くも農工商の實利害に關係するものあれば之を保護せんが爲め寸毫も譲る所あからんとを希望し常に時機を見て之を勧告するに息ちざりし所以のものは必竟

その過を少なくせしめんが爲めのみ今我輩が此主義に於く之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なるに於るべく之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なる

むるは薦耶紙の運送方に於て例へば福島若くは山形地方より起前近傍に輸送せんとするも道路悠遠にして多くの日子を要するが故に途中往々害と被ひり爲めに意立て荷造りをして差向き其無難ある方法と云へば利と興すよりも害を除くの主義に如くとなかるべし我輩が夙に農商務省にて此主義を取り各省の間に介立して苟くも農工商の實利害に關係するものあれば之を保護せんが爲め寸毫も譲る所あからんとを希望し常に時機を見て之を勧告するに息ちざりし所以のものは必竟

その過を少なくせしめんが爲めのみ今我輩が此主義に於く之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なるに於るべく之が發達進歩を促すの工風ふと頗りしき所なる

むるは薦耶紙の運送方に於て例へば福島若くは山形地方より起前近傍に輸送せんとするも道路悠遠にして多くの日子を要するが故に途中往々害と被ひり爲めに意立て荷造りをして差向き其無難ある方法と云へば利と興すよりも害を除くの主義に如くとなかるべし我輩が夙に農商務省にて此主義を取り各省の間に介立して苟くも農工商の實利害に關係するものあれば之を保護せんが爲め寸毫も譲る所あからんとを希望し常に時機を見て之を勧告するに息ちざりし所以のものは必竟

第二千七百三十八號
明治廿三年八月六日 水曜日
舊曆庚寅六月廿一日 (己未)
日出午前四時五十三分
月入午後十時二十一分
潮溝午前九時三十二分
(西曆一千八百九十年)

愛クヘシ〇第十五條 京港内ニ於テ左ノ工業ヲ起シトスルモノハ起工ノ前ニ於テ鐵道府司令長官ノ許可ヲ請クヘキモノハ先づ其許可ヲ受クヘシ一、機械ヲ架設シ波止場ヲ築造スル事二、海面ヲ埋立テ海岸ヲ填塞シ又ハ築堤ニ石垣ヲ造ヒ事三、道路ヲ開通シ橋梁ヲ架設スル事四、山河クル工業家港ノ防波塔クハ海岸ノ事業ニ妨害アリト認定スルトキハ許可ヲ與フヘカラス〇第十七條 司令長官ハ許可ヲ與ヘサル工事ヲアルキハ建築部官員ヲシテ之ヲ中止セシムヘシ〇第十八條 京港内尙事務ヲ能行シ於テ地方官ハ地方衛生吏ヲシテ旗守府衛生會議ニ協議セシムヘシ

○アーノルド氏の條約改正論 倭敦デトリー・アレクサンダー新間の記者エドワイン・アーノルド氏は讀者の知るが如く先般日本に來り始めて我國の文物風俗と實見百聞一見の實に驚き僅かに數十日滞留の筈なりしを猶豫して今尚ほ還留中なるが此頃「日本と諸外國」てふ問題にて我條約改正の事をアレグラフ新間に通信した

○アーノルド氏の條約改正論 倭敦デトリー・アレクサンダー新間の記者エドワイン・アーノルド氏は讀者の知るが如く先般日本に來り始めて我國の文物風俗と實見百聞一見の實に驚き僅かに數十日滞留の